

事前相談が必要です。修業年度途中で申請することもできますが、申請月分からの支給となり遡り支給はしません。



## 母子家庭等高等技能訓練促進費等事業のご案内

母子家庭の母、父子家庭の父が就労に有利な資格取得のため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のため高等技能訓練促進費を、また修業終了時に入学支援終了一時金を支給します。

### 対象者

安芸高田市内に住所を有し、20歳未満の子どもを扶養する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の全ての条件を満たす方

- ① 児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準にある方  
※扶養義務者の所得制限額超過や、遺族・障害年金等の受給を理由に児童扶養手当の支給が受けられない場合も、本人の所得によっては、給付金の支給要件に該当する場合があります。
- ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ③ 就業又は育児と学業の両立が困難であると認められる方
- ④ 過去にこの事業による訓練促進費等と趣旨を同じくする給付を受給していない方
- ⑤ 職業訓練受講給付金、教育訓練支援給付金等、高等技能訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていない方

### 対象資格

看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・その他安芸高田市長が必要と認める資格

### 支給期間

#### ①高等技能訓練促進費

修業する期間の全期間（上限48か月）です。

- ※1 修業開始日以後、申請された日の属する月より支給します。（修業途中からの申請も可能）
- ※2 修業期間中に児童が20歳になった場合は20歳になった月までの支給となります。
- ※3 3年間の修学期間で取得できる看護師の場合や、准看護師の資格取得後に引き続き看護師資格を取得する場合の支給期間は、最大36月となります。（看護師養成機関入学前に事前相談及び入学後に申請の手続きが必要です。）

#### ②入学支援終了一時金

修業開始時及び修業終了時に母子家庭の母または父子家庭の父であること

### 支給額

	高等技能訓練促進費 （修業中に支給）	入学支援修了一時金 （修了日から起算して30日以内に申請・1回限り支給）
市民税非課税世帯	月額 100,000円 （修業最終年次は月額140,000円）	50,000円
市民税課税世帯	月額 70,500円 （修業最終年次は月額110,500円）	25,000円

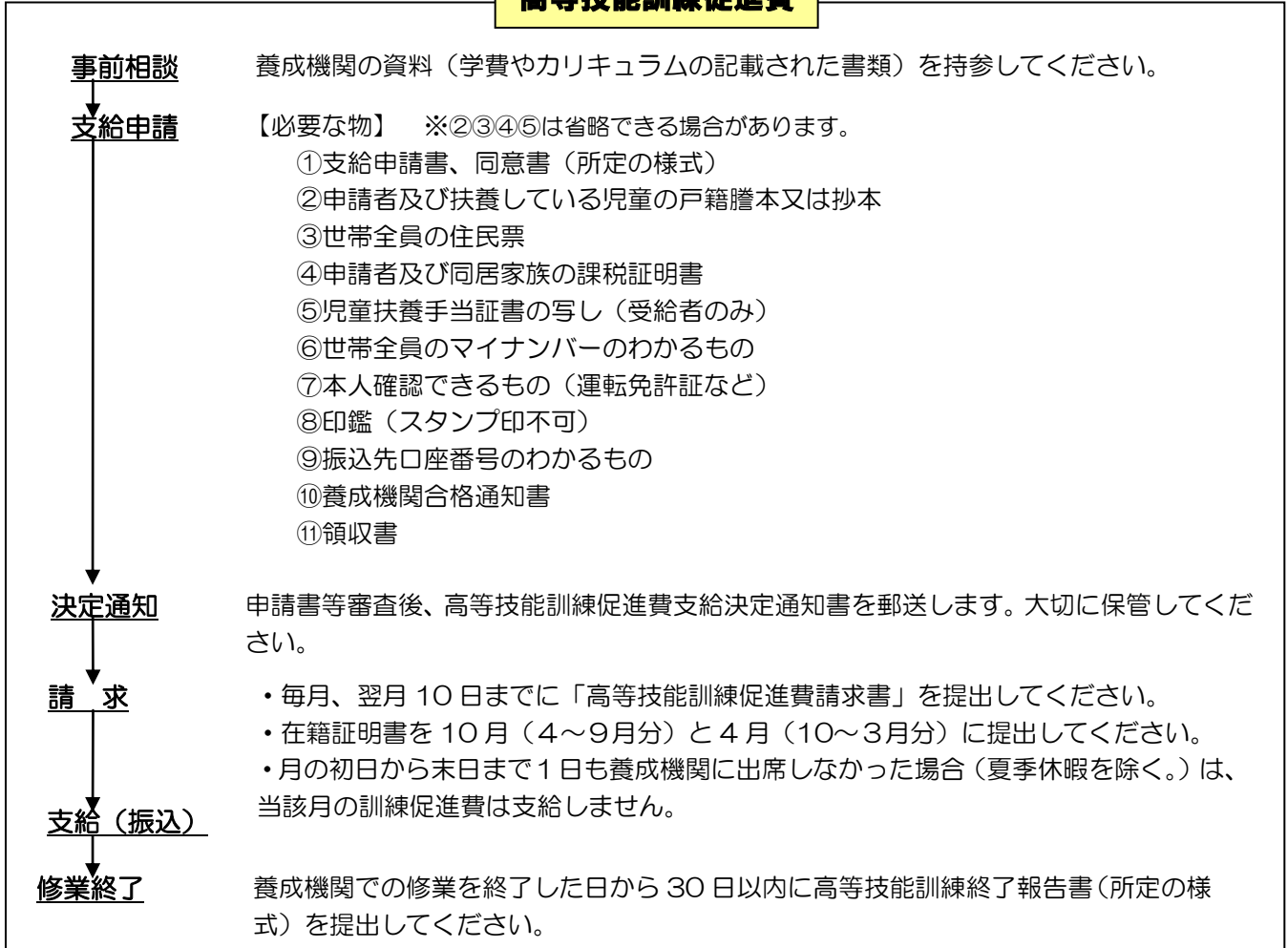
- ※1 支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況によって決定します。
  - ◆同居家族に市民税課税の方がいる場合は、申請者が非課税でも、課税世帯の支給額となります。
  - ◆支給額は、4～7月分は前年度、8～翌3月分は当年度の課税状況により決定します。
- ※2 准看護師養成機関終了後に引き続き看護師養成機関で修業される場合等、修業中の全期間が給付金の支給対象とならない方が、修業期間の最後の12か月の額（月4万円の増額）の支給を受けるためには、修業中1年間（修業年限によっては2年間）は給付金を受給せず、修業期間の最後の12か月に受給していただく必要があります。

(例) 准看護師養成機関（2年制）終了後、引き続き看護師養成機関（2年制）で修業される場合

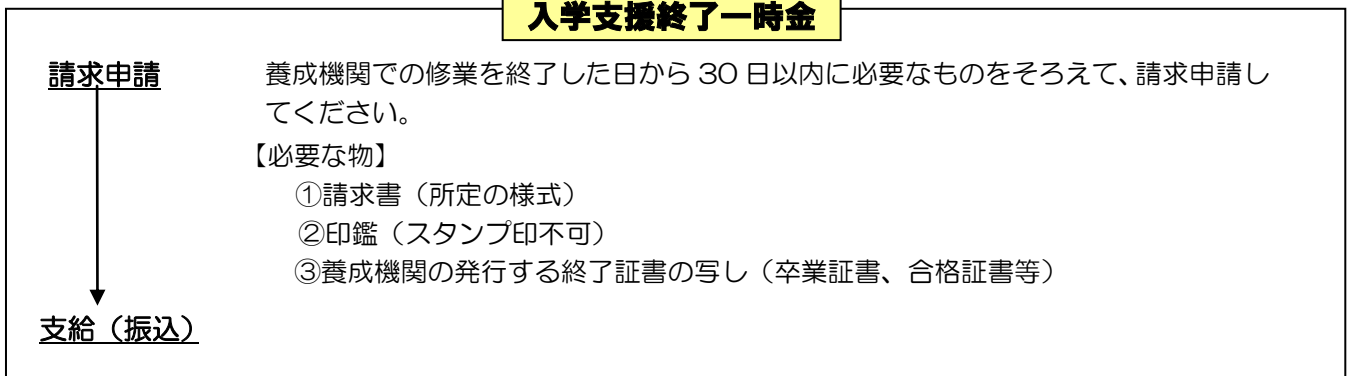
1年目	2年目	3年目	4年目
准看護師課程（2年間）		看護師課程（2年間）	
受給する	受給する ※増額対象外	受給しない	受給する ※増額対象

申請から支給までの流れ

高等技能訓練促進費



入学支援終了一時金



必要な届出

対象の要件に該当しなくなった場合は、速やかに届出してください。

- ①母子父子家庭でなくなったとき（婚姻、事実上の婚姻）
- ②本人の所得が児童扶養手当の所得制限額を超えたとき
- ③養成機関での就業を途中でやめたとき（退学、休学）
- ④安芸高田市に住所を有しなくなったとき